

中 防 消 第 9 号
令和3年11月26日

関係都道府県防災会議会長 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
岸 田 文 雄

降積雪期における防災態勢の強化等について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、降積雪期においては、依然として災害による犠牲者が発生している状況にある。

昨冬期は、12月から1月にかけての大雪に伴い多数の自動車の立ち往生が発生するとともに、除雪作業中の事故などにより、死者110名、重傷者675名等、多くの人的被害が発生した。

また、豪雪地帯では、高齢化及び過疎化の進展、除雪の担い手となる建設業者等の減少が課題となっていることに注意が必要である。加えて、特に普段雪害が少ない地域においては、平成26年2月の大雪で教訓となった初動体制や除雪体制の整備、住民、ドライバー等への的確な情報提供、要配慮者への対応、孤立のおそれがある地域に対する対策等に十分留意する必要がある。

については、これらを踏まえ、これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るべく、下記の点に留意した取組を行うようお願いする。

また、以上について、「市町村のための降雪対応の手引き」(内閣府、令和3年11月改定)の内容を含め、関係機関及び市町村防災会議へ周知徹底をお願いする。

記

1. 大雪、暴風雪等の発生に備えた災害初動体制の確立等

(1) 総合的な防災体制の確立

国、関係団体、住民等と一体となった総合的な防災体制の確立を図ること。具体的には、大雪、暴風雪等により、大きな被害が予測される場合においては、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、事前に情報連絡要員の派遣を要請する等連携を強化すること。なお、救援及び要救助者の位置情報提供等の要請を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、事前に所要の手続や要件等を確認しておくこと。

大雪、暴風雪等が予想される場合には、気象情報（早期注意情報（警報級の可能性）や、現象の経過、予想、防災上の留意点の解説等）、注意報及び警報（平成 29 年度から警報級の時間帯等を色分けした時系列で表示）を活用して、夜間休日も含めた宿日直体制や職員の参集、災害対策本部の適切な設置等による災害即応体制を確保した上、特別警報の発表を待つことなく早めの対応をとること。

また、積雪による停電等、庁舎が被災した状況にあっても災害対策機能が維持されるよう、非常用発電機の設置及び燃料の備蓄による電源の確保を行うとともに、庁内の設備等について定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講じること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、体制の整備に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 11 月 19 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、新型コロナウイルス感染防止策を講じること。

(2) 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

気象庁が発表する大雪や暴風雪に関する気象情報、特別警報、警報、注意報、なだれ注意報、降雪短時間予報、大雪に関する早期天候情報、1 か月予報等による長期的な降雪量予報等（以下「防災気象情報等」という。）やアメダス等の観測値、降積雪の分布を示した解析積雪深、解析降雪量等に注意を払うとともに、必要な場合には、これらの情報を住民その他必要な連絡先に伝達し、大雪、暴風雪等が予想される場合等に外出を避けること等について注意喚起すること。

また、情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティ FM、L アラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の活用を促進するとともに、情報が伝わりにくい要配慮者に対しても字幕・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む。）での情報発信等により避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じること。

(3) 適切な道路管理及び交通対策

ア 集中的な降雪、暴風雪等により走行不能となる車両が発生した又は発生するおそれがある場合等においては、人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含め、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めること。

イ あわせて、道路管理者及び関係機関は、通行止め予測等の情報提供や、広域迂回及び需要抑制の呼び掛けを、内容を具体化して繰り返し実施すること。

ウ 雪崩防止施設等の巡視・点検の徹底により、道路交通の安全確保を図ること。

エ 降積雪によって立ち往生車両や放置車両が発生した場合の対応については、平成 26 年 11 月及び平成 28 年 5 月の災害対策基本法の改正・施行により、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者による立ち往生車両・放置車両対策の強化が図られたところであり、管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて同法第 76 条の 6 の規定等を活用して、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じること。

オ 車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、道路管理者と地方整備局や地方運輸局等を中心とする関係機関が連携の上、支援体制を構築し、滞留車両への救援物資の提供や必要に応じた避難所への一時避難の支援など、滞留車両の乗員の安全確保に努めること。

(4) 関係業界から除排雪に係る協力を確保する取組の推進

大雪に対する除排雪の担い手確保のため、関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、発注工事等の一時的な中断等関係事務の弾力的な運用を行う等の取組を推進すること。また、関係業界と連携し、広域的な除排雪の体制の整備を推進すること。

(5) ライフライン事業者及び鉄道事業者等の警戒体制の強化

ライフライン事業者及び鉄道事業者等と連携して、大雪、暴風雪等による障害発生未然防止に努めるとともに、大雪、暴風雪等による障害が発生した際に速やかに対応できるような体制を構築すること。

(6) 災害救助法の適用

住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、必要に応じて都道府県知事の判断により災害救助法を適用することも可能であることを周知すること。

なお、災害救助法を適用した際、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得ること

に留意すること。

2. 大雪、暴風雪等における住民等に対する普及啓発・注意喚起等

(1) 在宅時の安全な過ごし方等について

大雪、暴風雪等が予想される場合に不要不急の外出を避けること、懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等を準備すること、FF式暖房機の給排気口付近の除雪状況を確認すること等について、住民等への普及啓発活動を実施すること。

また、要配慮者の安全確保について、特に配慮すること。

(2) 車両の運転等について

大雪、暴風雪等が予想される場合には、できる限り車両の運転は避けること、やむを得ず車両を運転する場合は、以下の点に注意することについて、車両運転者、関係団体等への普及啓発活動を実施すること。

ア 事前の気象情報、道路情報等を確認すること。

イ 車両の点検整備を確実に行之、スタッドレスタイヤを装着すること。大雪時に、スタッドレスタイヤを装着してもなお、立ち往生するおそれがあるので、チェーンを装着又は携帯すること。

ウ 防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、飲料水、非常食等を準備し、道路状況に応じた無理のない運転に努めること。

エ 暴風雪の際の早期避難、車両の走行不能時の早期の救助依頼、車両内での待機時のマフラーの定期的除雪及び適切な換気による一酸化炭素中毒の防止、立ち往生してやむを得ず車を離れる場合にはドアをロックせず、キーを車内の目立つ場所に残すこと等が重要であること。

なお、本格的な降積雪期を迎えるに当たって広く周知するのみならず、大雪が予想される場合にも改めて周知すること。

(3) 防災気象情報等の活用について

大雪、暴風雪等が予想される場合には、住民一人ひとりが的確に安全確保の行動がとれるよう、気象情報、注意報、警報（平成29年度から警報級の時間帯等を色分けした時系列で表示）及び降雪短時間予報を活用して、特別警報の発表を待つことなく早めの行動をとることの重要性について普及啓発活動を実施すること。

(4) 孤立のおそれがある地域における対策について

地方公共団体においては、豪雪により孤立のおそれがある地域をあらかじめ把握し、当該地域の住民に対して、食料、水、燃料等の十分な備蓄を図るよう普及啓発を促進すること。

特に、別荘地等の住民登録をしていない者が多い地域については、日頃から、当該地域が孤立のおそれがあることと併せて、孤立した場合の対応や市町村の連絡窓口の周知を図る等の対応を検討しておくこと。

3. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

(1) 雪下ろし等除雪作業中の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者の約9割が、雪下ろし等の除雪作業に従事している間に亡くなったことを踏まえ、作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故の防止等の実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うことにより、除雪作業中の安全対策の徹底を図ること。

(2) 歩行型ロータリ除雪機による事故防止

昨冬期、歩行型ロータリ除雪機により、被害者が重傷を負い、又は死亡した事故が、少なくとも15件発生していることを踏まえ、歩行型ロータリ除雪機にひかれる、除雪機と壁等に挟まれる、オーガ（雪をかき崩し、収集するための装置）等に巻き込まれる、投雪口に手を突っ込み負傷するなどの事故の防止等の留意点について注意喚起を行うことにより、安全対策の徹底を図ること。

(3) 高齢者の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者の約8割が、65歳以上の高齢者であったことを踏まえ、市町村は、支援の必要な高齢者宅の状況を消防機関や福祉関係機関等との連携による巡回等により把握し、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力の下、事故を防止し、高齢者が無理をすることなく除雪できるよう取り組むこと。

4. 除雪体制等の整備

(1) 地域コミュニティの共助による雪処理活動（地域一斉雪下ろし等の推進）

自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて一斉に生活道路や公共施設の除排雪を実施すること、雪下ろしの困難な高齢者、障害者世帯等の雪下ろしや敷地内の排雪を組織的に行うこと等が安全で円滑な雪処理を図る上で有効と考えられることから、市町村は、地域の実情に応じて、こうした地域コミュニティの共助による取組を奨励するとともに、近隣同士の除雪作業時の見守りや声かけを行うことを促進すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、地域での活動等の実施に当たっては、先述の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、感染の状況等を注視しつつ、クラスターが発生することがないように、感染防止対策の徹底を奨励すること。

(2) 除雪ボランティアの受入れと安全確保対策

雪下ろし作業の困難な高齢者、障害者等を支援し、除雪作業に必要な人材を確保するため、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を強化し、受援体制の整備に努めること。

また、除雪ボランティアの受入れの際には、安全な除雪作業に関する事前学習、ボランティア保険への加入奨励、危険作業の回避、ヘルメット等の装備の徹底、ガス設備の損傷事故防止への注意徹底を図る等、安全確保対策を

十分に講じること。

加えて、上記（１）に記載のとおり、感染防止対策の徹底を奨励するとともに、被災地域のニーズ等を的確に把握し、地域住民等の意向や意見を踏まえた体制を整備すること。

（３）広域連携による担い手確保及び情報交換等

雪処理の担い手が不足している地域においては、当該地域の除雪機材、人員のみでは対応が困難な場合に備え、当該地域外の除雪機材、人員を有する地方公共団体と災害時に相互協力をするための協定を締結・活用する等、地域の実情に応じて、広域連携による雪処理等の取組及び情報交換を促進し、降雪量に応じた速やかな応援・受援が行われるよう、体制の整備に努めること。

また、普段降雪の少ない地域については、当該地域外の除雪機材や知見等を有する地方公共団体と災害時に相互協力をするための協定を締結・活用するなどの対応について検討すること。

加えて、上記（１）に記載のとおり、感染防止対策の徹底を奨励するとともに、被災地域のニーズ等を的確に把握し、地域住民等の意向や意見を踏まえた体制を整備すること。

（４）道路の除雪体制の整備

道路管理者は、大雪に備え、他の道路管理者等と連携してタイムラインを策定するとともに、管理する道路について、大雪時に予防的な通行止めを実施する区間をあらかじめ設定し、除雪機械の配備を行うなど、除雪の初動体制について十分な対策を講じること。

（５）資機材等の確保支援

異常な降雪等、地域の除排雪能力を超過するような大雪が発生した場合、当該地域外からの資機材や除雪機械等の派遣による支援等により、除雪を行うために必要となる人員及び機材を継続的に維持することができるよう配慮し、建設機械等の除雪への活用を迅速に行える体制を整えること。

（６）空き家等の対策

ア 空き家等については、平常時より所有者を特定し、当該所有者の責任において除雪を実施させる取組を促進すること。また、関係条例の制定等空き家等に係る除排雪に関する先進的な取組も参考にしつつ、その取組を推進すること。

イ 所有者が不明である等の理由で空き家等の除雪を行う必要がある場合には、以下の対応が可能であることを市町村に対し周知すること。

（ア）災害対策基本法による対応

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第 62 条第 1 項に基づく災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置として、空き家等に係る雪害対策を行うことができること。

この際、応急措置を実施するため必要であると認めるときであって、

危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に限り、災害対策基本法第 64 条第 1 項に基づき、市町村長の判断で除雪のために当該空き家等に立ち入ることができること。

(イ) 災害救助法による対応

災害救助法が適用されている場合で、当該空き家等の倒壊等により隣接する住家に被害が発生し、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、同法第 4 条第 1 項第 10 号に基づく障害物の除去として除雪を行うことができること。

(7) 雪捨場の確保

事前に雪捨場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整えておくこと。

5. 雪崩等に対する警戒避難体制の確立

市町村が主体となって、関係機関の協力の下に、次のような取組を行うこと。

(1) 雪崩危険箇所等の把握及び周知

あらかじめ、関係機関と協議し、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関を始め周辺住民、観光施設（例えばスキー場）等の利用者等（以下「周辺住民等」という。）に対して周知すること。その際、要配慮者等に配慮すること。

防災気象情報等に留意するとともに、降積雪の状況等を的確に把握し、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行うこと。

(2) 雪崩に関する普及啓発

表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと、雪崩は滑落速度が速く、発生に気付いてから逃げるのが難しいこと等雪崩の特徴等について、周辺住民等に対して、広く普及啓発を行うこと。

(3) 遅滞のない避難指示等の発令

ア 災害対策基本法第 61 条の 2 に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難指示等について助言を求めることができることに留意すること。なお、助言を求められた都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

イ 市町村長は、降積雪の状況、防災気象情報等の情報、過去の雪害事例等を勘案し、雪崩、家屋の倒壊等により、周辺住民等の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、関係機関と連携して情報収集し、遅滞なく避難指示等を発令し、避難行動を促すこと。

また、避難指示等の発令に際しては、空振りをおそれずに早めに出すことを基本とし、住民等に対して適時・適切・確実に情報を提供するとともに、避難指示等が発令された場合にどのような避難行動を取るべきか住民一人ひとりの認識を深めるよう、避難路や避難先等、避難に際し、必要な情報提供も含め、日頃から周知徹底を図ること。

(4) 効果的かつ確実な情報伝達

避難指示等の伝達については、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メール、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段や消防機関、自主防災組織等による伝達等効果的かつ確実な手段を複合的に活用するとともに、情報が伝わりにくい要配慮者に対しても字幕・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む。）での情報発信等により避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じ、対象地域の周辺住民等に迅速かつ的確に伝達すること。また、防災行政無線等の情報伝達手段が確実に動作するよう日頃からの点検・整備を行うこと。

(5) 避難所の開設・運営

大雪時の避難所の開設・運営に当たっては、施設の安全性等に留意の上で行うこと。また、新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（第1版）について（情報提供）」（令和2年6月16日事務連絡）、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について」（令和3年5月13日府政防第626号、消防災第58号、健感発0513第1号、観観産第15号）、「冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について」（令和2年12月17日府政防第1798号、消防災第206号、健感初1217第1号）等の内容を踏まえた対応をとること。特に、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館に加え国及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用に向け関係機関、市町村等と連携・調整を図るなど、必要な対策を講じること。その際、自宅療養者や濃厚接触者については、保健福祉部局と十分に連携の上、適切な対応を事前に検討すること。

また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府男女共同参画局、令和2年5月）の内容を踏まえ、避難所運営における女性の参画や、女性と男性のニーズの違いを十分に配慮した避難所の環境整備に努めること。

6. 要配慮者に対する情報収集、警戒避難体制の整備等

(1) 平常時及び緊急時の適切な情報収集

平常時より、市町村、消防機関、福祉関係機関等は、相互に連携し、高齢者等の要配慮者宅や関連施設について、巡回等により状況を把握すること。また、難病患者、透析患者等の医療的ケアを必要とする者等、豪雪により孤立した場合等に特に配慮が必要と考えられる者に対しては、平時から把握し、対応を検討しておくこと。

(2) 警戒避難体制等の整備

要配慮者の情報収集を行った結果、大雪、暴風雪等の際に除雪が困難又は身体に危険が及ぶと判断される場合においては、消防機関、自主防災組織、

近隣居住者等との連携協力による、除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検及び避難の際の輸送手段の確保等、警戒避難体制等の整備に努めること。

(3) 避難行動要支援者の避難支援等

自ら避難することが困難な高齢者等の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や令和3年5月の災害対策基本法の改正により作成が市町村の努力義務とされた個別避難計画について、平時から作成、更新など対応を進めるとともに、災害時にはこれらを活用して避難の支援、安否の確認等を実施すること。

以上